



奈都整開第 75 号の 2

平成 29 年 2 月 2 日

奈良公園の環境を守る会

代 表 辰 野 勇 様

奈良市長 仲川元庸



元裁判官官舎跡地開発に係わるお尋ねについて（回答）

厳寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は奈良市政にご協力並びにご理解をいただきありがとうございます。

さて、2017 年 1 月 19 日付けでいただきました「お尋ね」について別紙のとおり回答いたします。

#### ○計画に対する見解

当該地は、室町時代から様々な土地利用の変遷のなかで築き上げられてきた歴史的な価値がありますが、昭和の時代に裁判所分室として使用された後、未利用地となり、現在はかつての庭園跡がみられるものの木々が生い茂っている状況であります。

このことから奈良県においてこの地がもつ貴重な歴史・文化遺産である中世の遺構や庭園遺構の保存活用を基本として「食と賑わい」、「交流・滞在」をテーマとした土地活用が図られるものであり、当然、周辺環境への配慮や土地利用の規制に合致した跡地整備がおこなわれるものであると考えています。

#### ○計画地に関する法律等

- ・文化財保護法
- ・都市公園法
- ・都市計画法
- ・古都保存法
- ・奈良市風致地区条例
- ・建築基準法

#### ○開発申請について

当該事業については都市公園区域において都市公園事業として実施されるため、都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号が適用され、開発許可は不要となります。